平成２２年（再イ）第１５９８号
東京都稲城市平尾１―13―７
再生債務者　小野寺立志
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第４７号
新潟県長岡市平島１丁目168番地３
再生債務者　近藤　　徹
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年４月21日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第４号
埼玉県川口市並木２丁目19番15―902号
ローヤルシティ西川口第６
再生債務者　佐藤　清次
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月１日から平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１００１７号
東京都町田市相原町3190―６―805
再生債務者　林　　敬二
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月１日から平成23年６月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号
高知市薊野西町２丁目24番18号
再生債務者　覺　美智子
１　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月26日から平成23年６月９日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１６８号
埼玉県三郷市谷中426―１
再生債務者　井上　克史
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月10日まで
平成23年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１１号
千葉県流山市東初石２丁目78番地の１　ダイアパレス　コータ・コート127
再生債務者　新井　淳子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月18日まで
平成23年４月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第８号
大阪府茨木市春日３丁目７番205号
再生債務者　向田　任志
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月18日まで
平成23年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第７号
埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢414
再生債務者　尾崎　弘樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月23日まで
平成23年４月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再ロ）第３号
京都市山科区小山鎮守町11番地１アマルフィ山科106号
再生債務者　伏木　明男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月23日まで
平成23年４月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第２８号
堺市西区鳳南町５丁486番地７　ルイシャトレ鳳608号
再生債務者　上田　靖生
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月27日まで
平成23年４月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
北海道赤平市北文京町３丁目３番地31
再生債務者　大橋　　一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月21日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２２年（再ロ）第１０１５３号
東京都世田谷区池尻３―５―38
再生債務者　太田　武志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１５４号
東京都世田谷区池尻３―５―38
再生債務者　太田　成代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０号
千葉県印西市牧の木戸１丁目７番地８
再生債務者　大久保章一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月21日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第１２号
秋田市新屋寿町４番27号
再生債務者　長内　俊憲
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月21日
秋田地方裁判所民事第２部

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 23 年３月 31 日
内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　菅　　直人

第32条第１項の表中「$\frac{4.00}{1,000}$」を「$\frac{4.19}{1,000}$」に、「$\frac{8.00}{1,000}$」を「$\frac{8.38}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.00}{1,000}$」を「$\frac{4.19}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{0.33}{1,000}$」を「$\frac{0.41}{1,000}$」に改める。

附　則
１　この変更は、平成23年４月１日から施行する。
２　変更後の第32条第１項及び第３項までの規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。